

【7号議案】松庵町会会則(改訂案)

2020年総会議案

		現会則	新会則(改訂案)	改訂点
第1章	総則			
	第1条	本会は松庵町会と称し、事務局を西松会館内に置く。	本会は松庵町会と称し、事務局を西松会館内に置く。	(変更なし)
第2章	組織			
	第2条	本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、 <u>大店舗</u> 等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。	本会は杉並区松庵1丁目、2丁目の西側地域及び3丁目の全域に居住する者並びに地域内に事務所、営業所、工場、 <u>店舗</u> 等を有する者をもって組織し、この地域を区と組に区分する。	「大店舗」⇒「店舗」に修正
第3章	目的及び事業			
	第3条	本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。	本会は会員相互の親睦と連絡を密にして、町内自治の充実、福利の増進、並びに災害時における防災、救護活動等互助の精神に基づき町内融和を期することを目的とする。	(変更なし)
	第4条	本会は前条の目的を達成するため、各部を設け次の事業を行う。 1 総務部 庶務、企画、募金、慶弔及び他の部に属さない一切の事項 2 生活安全部 防犯、交通、青少年育成 3 厚生部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉、 <u>新生活の推進</u> 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、 <u>害虫駆除</u> 5 <u>会計部 予算、決算並びに諸般の会計事務</u>	本会は前条の目的を達成するため、各 <u>事業部</u> を設け次の事業を行う。 1 総務部 庶務、企画、募金、慶弔、 <u>情宣、ウェブサイト管理</u> 及び他の部に属さない一切の事項 2 生活安全部 防犯、 <u>防火・防災</u> 、 <u>交通安全</u> 、青少年育成 3 厚生部 文化活動、敬老、講習、見学、厚生、福祉 4 環境衛生部 環境衛生、保健衛生、 <u>資源回収</u>	「各部」⇒「各事業部」に修正 事業部から会計部を廃止、事業内容を改変 ・「情宣」「ウェブサイト」「防火・防災」「(交通)安全」「資源回収」追加 ・「新生活の推進」「害虫駆除」「会計部記述削除
第4章	役員			
	第5条	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 常任委員 若干名(部長、副部長、 <u>会計</u> 、区長含む) 委員 若干名(組長含む) 監事 2名	本会に次の役員を置く。 会長 1名 副会長 2名 常任委員 若干名(事業部長、副部長、区長含む) 委員 若干名(組長含む) <u>会計</u> 2名 監事 2名	「会計部」⇒「会計」に変更 第7章の「事業部長」記載に合わせた 「会計」を常任委員から削除 記載順は「杉並区町会自治会HANDBOOK」に合わせた
	第6条	本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。	本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は常任委員会の推薦により、総会の承認を得る。	(変更なし)
	第7条	会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。監事は会計を監査し、部長は部の業務を分掌推進し、組長は一定区域の会員を代表する。	会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時に代行する。 <u>事業部長は部の業務を分掌推進し、副部長は部長を補佐する。</u> <u>区長は常任委員として町会の事業に参加・協力すると共に、担当地域の組長の窓口となる。</u> 組長は委員として一定区域の会員を代表する。 <u>会計は予算、決算並びに諸般の会計事務(各事業部長の申請に基づく仮払いを含む)を処理する。</u> 監事は会計および各事業部を監査し、 <u>会計および各事業部について不正の事実を発見した時は総会に報告する。またこれを報告するため必要と認めるときは総会の招集を請求</u>	副部長、区長、会計の役割を追加 第7章の「事業部長」記載に合わせた 「杉並区町会・自治会HANDBOOK」を参考に、「監事」の役割を追記。
	第8条	本会の役員は次の方法により選出する 1 会長、副会長、監事は総会において会員の中から選出する。 2 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。 3 <u>委員</u> は会員の中から選出し、会長が委嘱する。 4 <u>部長は常任委員の名から5名、副部長若干名を互選により選出する。</u>	本会の役員は次の方法により選出する 1 会長、副会長、 <u>会計</u> 、監事は総会において会員の中から選出する。 2 <u>会員の中から事業部長4名、副部長若干名を選出し会長が委嘱する。</u> 3 区長は組長の互選により選出し、会長が委嘱する。 4 <u>組長</u> は会員の中から選出し、会長が委嘱する。	会計を総会選出に 事業部長・副部長選出を明記 組長を明記 部長数変更
	第9条	役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員任期は残任期間とする。	役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員任期は残任期間とする。	(変更なし)

第5章 会計			
第10条	本会の経費は会費、助成交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる	本会の経費は会費、助成交付金、 <u>資源回収報奨金</u> 、寄付金、その他の収入をもって充てる	「資源回収報奨金」追加
第11条	本会の会費は、1世帯月額100円とし、 <u>同居世帯</u> 、共同住宅は50円とする。営業所、事務所、工場、大店舗等の会費は別に定める。会費は委員によって徴収し、毎月末日までに常任委員を経て、会計部に納入する。ただし、一時に納入することもできる。	本会の会費は、1世帯年間 <u>1,200円(月額100円)</u> とし、 <u>二世帯住宅/共同住宅は1世帯年間600円(月額50円)</u> とする。 営業所、事務所、工場、店舗等の会費は別に定める。 会費は <u>年度はじめ(原則6月末まで)に組長(委員)</u> によって徴収し、 <u>区長(常任委員)</u> を経て、会計に納入する。ただし、 <u>半期毎等分割</u> で納入することもできる。 <u>また転居等による期の途中での入会や退会の場合は、本人の申し出により月割りで支払うことができる。但し会費の返金は年度内に本人から申し出があった場合に限る。</u>	記載方法を実態にあわせてた。 同居世帯⇒二世帯住宅 中途加入、中途脱退の規定追加(申し出が無い限り、返金はしないが、あらかじめ転居がわかっている場合など、短期加入も認めている実態を記載。返金は原則年度を超えての申し出は受け付け
第12条	前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。	前条の会費は、本会において特別の理由ありと認められるときは、減免することができる。	(変更なし)
第13条	本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。	本会の予算は、総会の議決によりこれを定め、決算は総会の承認を得なければならない。	(変更なし)
第14条	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	(変更なし)
第6章 会議			
第15条	本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。	本会の会議は、通常総会、臨時総会、常任委員会、事業部会とし、通常総会は毎年1回特別の場合を除き5月に開催する。	(変更なし)
第16条	総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。 総会は次の事項を議決する。 1 事業報告並びに計画 2 年度予算及び決算 3 会則の変更 4 役員選任 5 その他重要事項 6 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する	総会は当該地区の常任委員の過半数の出席により成立する。 総会は次の事項を議決する。 1 事業報告並びに計画 2 年度決算及び予算 3 会則の変更 4 役員選任 5 その他重要事項 6 臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があった場合随時開催する	決算と予算を入替
第17条	常任委員会は、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。	常任委員会は、 <u>会長、副会長、常任委員(ただし監事を除く)、会計で構成し</u> 、必要の都度開催し、本会の運営に関する事項を審議する。	常任委員会構成メンバーを追記
第18条	総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。	総会及び常任委員会は会長が招集し、その議長となる。	(変更なし)
第19条	事業部会は <u>会長の同意を得て</u> 必要の都度開催する。	事業部会は必要の都度開催する。	「会長の同意」削除
第20条	会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。	会議の議決は出席者の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長が決する。	(変更なし)
第21条	本会則に基づく細則は別に定める。	本会則に基づく細則は別に定める。	(変更なし)
第22条	本会則は昭和38年10月13日から施行する。 改正 昭和61年5月11日 改正 平成11年5月9日 改正 平成12年5月14日 改正 平成29年5月27日	本会則は昭和38年10月13日から施行する。 改正 昭和61年5月11日 改正 平成11年5月9日 改正 平成12年5月14日 改正 平成29年5月27日 <u>改正 令和2年6月21日</u>	追記

第7章 細則			
第1条	会則第21条の規定により、次の細則を定める。 (費用弁償支給規定)	会則第21条の規定により、次の細則を定める。	
第2条	本会の事業達成のための奉仕に対し、次の各条項により費用を弁償する。 1 会長又は事業部長の依頼により、勤労並びに訓練又は会議、見学、講習会、研究会及び官公庁、公共団体の開催する諸会合に出席するとき。 2 前項に該当する費用弁償のうち、交通費は実費精算とし、勤労手当及び食事費等は別表により常任委員会の議決による。	本会の事業達成のための奉仕に対し、 本人の申請に基づき 次の各条項により 別表に定める 費用を弁償する。 1 会長又は事業部長の依頼により、勤労並びに訓練又は会議、見学、講習会、研究会及び官公庁、公共団体の開催する諸会合に出席するとき。 2 前項に該当する費用弁償のうち、交通費は実費精算とし、勤労手当及び食事費等は別表による。	追記 第9条に規定されているため「常任委員会の議決による」削除
第3条	前条各号の外、費用弁償支給を適当と認める場合は、会長、副会長、事業部長と協議のうえ決定する。	前条各号の外、費用弁償支給を適当と認める場合は、会長、副会長、事業部長と協議のうえ決定する。	(変更なし)
(慶弔規定)		(慶弔表彰災害見舞規定)	「表彰災害見舞」を追加 修正(記念品⇒記念の金品)
第4条	次の各項に該当する場合は、記念品を贈りこれを表彰する。 1 会員及び同居家族並びに従業員が人命救助、環境衛生、防災及び防犯防火、その他町会事業に功績のあったとき。 2 善行青少年が公共団体、官公庁等から表彰を受け、あるいは常任委員会において表彰に値すると認めるとき。	次の各項に該当する場合は、記念の 金品 を贈りこれを表彰する。 1 会員及び同居家族並びに従業員が人命救助、環境衛生、防災及び防犯防火、その他町会事業に功績のあったとき。 2 善行青少年が公共団体、官公庁等から表彰を受け、あるいは常任委員会において表彰に値すると認めるとき。 3 会員の同居子弟が小学校に入学する届け出があった場合は別表に定める記念品を贈ることで祝意を表す。 4 役員が長年にわたり任を務めて退任をする場合は、別表に定める退職慰労金をもって労をねぎらうと共に感謝の意を表す。	追記(入学祝い金、長期慰労金)
第5条	前条の表彰方法及び記念品については、会長と関係部長の協議のうえ決定する。	前条の表彰方法及び記念品については、会長と関係部長の協議のうえ決定する。	(変更なし)
第6条	会員及び同居家族死亡の届け出があった場合は香典を備え弔意を表す。 1 会員及び同居家族死亡のとき、金5千円を備える。	会員及び同居家族死亡の届け出があった場合は香典を備え弔意を表す。	別表に記載あり削除
第7条	特に町会事業に功績があり、又町会発展に貢献した者に対しては、前条の規定にかかわらず、会長、副会長、事業部長並びに監事が協議のうえ、弔意方法を定める。	特に町会事業に功績があり、又町会発展に貢献した者に対しては、前条の規定にかかわらず、会長、副会長、事業部長並びに監事が協議のうえ、弔意方法を定める。	(変更なし)
第8条	会員が火災、その他不慮の災害に遇った場合は、会長、副会長、事業部長、監事並びに当該地区の常任委員が協議のうえ、見舞い方法を定める。	会員が火災、その他不慮の災害に遇った場合は、会長、副会長、事業部長、監事並びに当該地区の常任委員が協議のうえ、見舞い方法を定める。	(変更なし)
		(その他)	追加
第9条	本細則の改廃は、常任委員会の議決によらなければならない。	本細則の改廃は、常任委員会の議決によらなければならない。	(変更なし)
附則	本細則は昭和54年4月15日より施行する。 改正 昭和58年 5月31日 改正 昭和61年 3月25日 改正 平成 7年10月28日 改正 平成11年 5月 9日 改正 平成12年 5月14日 改正 平成29年 5月27日	本細則は昭和54年4月15日より施行する。 改正 昭和58年 5月31日 改正 昭和61年 3月25日 改正 平成 7年10月28日 改正 平成11年 5月 9日 改正 平成12年 5月14日 改正 平成29年 5月27日 改正 令和 2年 6月21日	追記